

＼中泊町での／



# 新婚生活を応援します！

中泊町では、結婚新生活にかかる住宅費用や引越し費用等の支援を行います。

**29歳以下**

(婚姻時の年齢が夫婦共に)

最大**60**万円

**39歳以下**

(婚姻時の年齢が夫婦共に)

最大**30**万円

住宅取得費用



賃貸住宅の  
諸費用



引越し費用



リフォーム費用



令和6年1月1日から令和7年2月28日までに婚姻した新婚世帯が対象です。  
所得要件等もありますので、詳細は中泊町ホームページにてご確認ください。

《申込み・お問い合わせ先》

中泊町役場 総合戦略課 企画係 ☎ 0173-57-2111



# 結婚新生活支援事業補助金

## 対象費用

令和6年4月1日から令和7年3月21日までの間に新居のために支払った①～④の費用の合計額を対象とします。

### ① 婚姻に伴う住宅取得費用

新築（建売含む）又は中古住宅の取得にかかった建物費用

### ② 婚姻に伴う賃貸住宅の諸費用

賃料、敷金、礼金（保証金等）、共益費、仲介手数料

### ③ 婚姻に伴うリフォーム費用

住宅のリフォーム（住宅の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築又は設備更新等）にかかった費用

### ④ 婚姻に伴う引越し費用

引越業者又は運送業者へ支払った代金

## 対象者

次の①～⑥の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

① 令和6年1月1日から令和7年2月28日までに婚姻した世帯

② 夫婦の所得を合わせて500万円未満の世帯  
(※奨学金を返還している場合は所得から控除されます)

③ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

④ 夫婦の一方又は双方が過去にこの制度による補助を受けたことがないこと  
(他市町村での補助を含む)

⑤ 夫婦とも町税等の滞納がないこと

⑥ 補助金の交付日から2年以上継続して中泊町に居住する意思があること

## 申請期間

令和6年4月1日から令和7年3月21日まで

※事前に総合戦略課へご相談ください